

2013年2月20日

原子力発電環境整備機構
理事長 山路 亨 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 佐藤 貴夫

答 申 書

2013年2月18日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2012年度諮問第3号（「2013年1月25日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求に係る機構資料について、個人情報、法人等情報を非公開とすることは妥当と認められる。

また、第三者が公開に反対しているもののうち、「2011年度以降の委託先の名称」、「再委託先の名称」を公開することは妥当と認められる。

第2 答申の理由

- 1.情報公開請求に係る機構資料 2007年度～2012年度のワークショップ(草の根活動)の入札に係る、
 - [1]委託先から提出を受けた企画書
 - [2]委託先から提出を受けた見積書または入札書、検査調書（決算額がわかる資料）
 - [3]入札した各社の評価結果がわかる資料

2.上記公開請求に対する機構の説明

[1]委託先から提出を受けた企画書

a. A社から提出を受けた企画書については、

- 役職、氏名、印影及び写真により特定の個人が識別される情報（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。ただし公開することが慣行として確立しているものを除く。以下「個人情報」という。）
- 委託先の法人の印影、事業実施に係るノウハウに該当する情報（以下「法人等情報」という。）
- 第三者意見を踏まえ企画書に掲載した新聞広告、採録の広告特集およびA社が受託している他社の事業に関する情報

を非公開とし、その他は公開する。

b. B社から提出を受けた企画書については、

- 個人情報
- 法人等情報
- 第三者意見を踏まえ企画書に掲載した類似事業実績の情報
- 第三者意見を踏まえ 2010 年度以前の委託先の名称

を非公開とし、その他は公開する。

B社からは、公開すると組織運営に支障をきたす恐れがあるとして、「委託先の名称」「再委託先の名称」を非公開とするよう意見が出されているが、以下の理由から、「2011 年度以降の委託先の名称」「再委託先の名称」を公開する。

- ・委託先の名称は 2011 年度以降、機構のホームページで公開しており、それ以前の委託先の名称についても問い合わせがあれば公開することとしている。しかし、B社が委託先の名称の公開に反対していることから、機構がホームページで公開している「2011 年度以降の委託先の名称」のみを公開する。
- ・「再委託先の名称」は再委託先のホームページに本件事業実績が公開されていることから公開する。

[2]委託先から提出を受けた見積書または入札書、検査調書（決算額がわかる資料）

a. A社から提出を受けた入札書については、

- 個人情報
- 法人等情報

を非公開とし、その他は公開する。

b. B社から提出を受けた見積書については、

- 個人情報
- 法人等情報
- 第三者意見を踏まえ 2010 年度以前の委託先の名称

を非公開とし、その他は公開する。

c. 検査調書（決算額がわかる資料）については、

- 法人等情報
- 第三者意見を踏まえ 2010 年度以前の委託先の名称

を非公開とし、その他は公開する。

なお、対象となる機構資料はB社のもののみとなる。

[3]入札した各社の評価結果がわかる資料

- a. A社に関する資料については公開する。
- b. B社に関する資料については、第三者意見を踏まえ 2010 年度以前の委託先の名称を非公開とし、その他は公開する。

3.当委員会の判断

[1]委託先から提出を受けた企画書

- a. A社から提出を受けた企画書には、情報公開規程（以下「規程」という）別表第 2 「1. 個人情報」「2. 法人等情報」に該当する情報が記載されていることから、該当する部分を非公開とすることは妥当である。
- b. B社から提出を受けた企画書には、規程別表第 2 「1. 個人情報」「2. 法人等情報」に該当する情報が記載されていることから、該当する部分を非公開とすることは妥当である。また、第三者が公開に反対している「委託先の名称」「再委託先の名称」については、
 - ・委託先の名称は 2011 年度から機構のホームページで公開
 - ・再委託先の名称は再委託先のホームページに本件事業実績が公開されていることから、既に公になっている情報を非公開にすることは適切ではなく、「2011 年度以降の委託先の名称」「再委託先の名称」を公開することは妥当である。

[2]委託先から提出を受けた見積書または入札書、検査調書（決算額がわかる資料）

- a. A社から提出を受けた入札書については、規程別表第 2 「1. 個人情報」「2. 法人等情報」に該当する情報が記載されていることから、該当する部分を非公開とすることは妥当である。
- b. B社から提出を受けた見積書については、規程別表第 2 「1. 個人情報」「2. 法人等情報」に該当する情報が記載されていることから、該当する部分を非公開とすることは妥当である。また、第三者が公開に反対している「委託先の名称」のうち「2011 年度以降の委託先の名称」を公開することは妥当である。
- c. 検査調書（決算額がわかる資料）については、規程別表第 2 「2. 法人等情報」に該当する情報が記載されていることから、該当する部分を非公開とすることは妥当である。また、第三者が公開に反対している「委託先の名称」のうち「2011 年度以降の委託先の名称」を公開することは妥当である。

第 3 審議の経緯

- (1)2013 年 2 月 18 日 情報公開審査委員会に諮問
- (2)2013 年 2 月 19 日 第 22 回情報公開審査委員会で審議
- (3)2013 年 2 月 20 日 原子力発電環境整備機構理事長に答申

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員（座長） 佐藤 貴夫

委員長代理 加藤 一郎

委員 原田 肇